

～横浜市と神奈川県生活協同組合連合会が協定を締結～

地域の見守りの担い手として

高齢者の消費者被害防止に連携して取り組みます！

全国的に広がる高齢者の消費者被害防止のため、横浜市（市長 林 文子）と神奈川県生活協同組合連合会（代表理事会長 當具 伸一）（組合員数：神奈川県内 257.4 万人、うち横浜市内 72.4 万人）は、『高齢者の消費者被害防止に関する協定』を締結しました。高齢化の進展で増加が心配される高齢者の消費者被害（※1）防止のため、配送の際などに心配りや気配りの一言とともに、「お助けカード」（※2）をお渡しするひと手間などを加えることで、地域の見守りにともに取り組みでいきます。

（※1）高齢者の消費者被害については、裏面を参照

（※2）「お助けカード」は、横浜市消費生活総合センターの連絡先を記載した名刺サイズのカードです。地域で見守り活動をしている方から高齢者に配布いただいています。

協定締結期間

平成29年8月29日から1年間（継続予定）

具体的な連携取組内容

次のような様々な場面で、消費者被害で困っていたり、気になる様子のご年配の方を見かけた際、「お助けカード」を手渡し、相談先をお知らせします。

【配布予定枚数】40,000枚（年間）

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ■ 夕食の宅配をする時 | ■ 生協が発行する機関紙を手渡しする時 |
| ■ 食材や日用品の宅配をする時 | ■ イベントなど組合員同士の交流をする時 |
| ■ 店舗などの利用の場で | など |



※「取組みを行う生協」

ユーコープ、パルシステム神奈川ゆめコープ、生活クラブ生協、横浜北生活クラブ生協、横浜みなみ生活クラブ生協、福祉クラブ生協、全日本海員生協、ナチュラルコープ・ヨコハマ、やまゆり生協、医療生協かながわ、神奈川大学生協、横浜国立大学生協、横浜市立大学生協、慶應義塾生協、明治学院消費生協、神奈川県生活協同組合連合会

【配布スケジュール】

生協により、開始時期は異なりますが、平成29年9月中旬以降、順次配布を開始します。また、平成29年10月から11月までは「重点配布期間」とし、より重点的に配布を行う予定です。

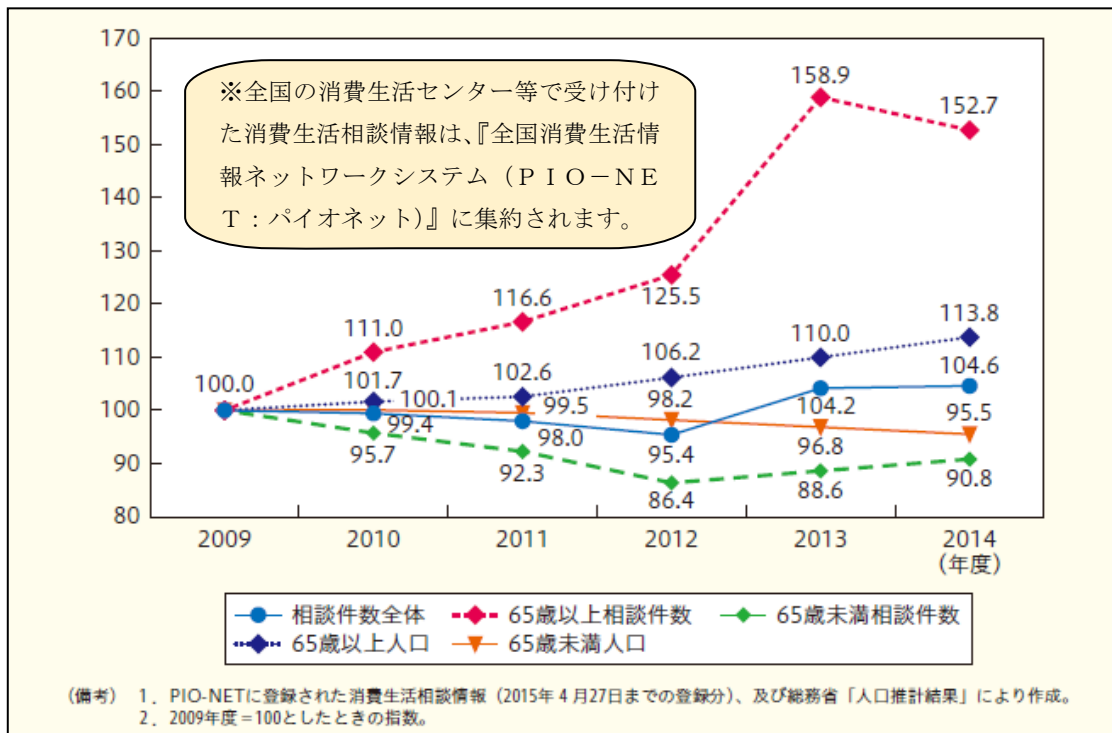
お問合せ先

経済局消費経済課長	山口 敏子	Tel 045-671-2573
神奈川県生活協同組合連合会会長付	丸山 善弘	Tel 045-473-1031

裏面あり

<全国の高齢者の消費者被害について>

- 全国的に、様々な消費者取引において、多数の高齢者が消費者被害に遭われ、消費者センター等に多くの消費生活相談が寄せられています。
- 平成21年度（2009年）から平成26年度（2014年）の全国の65歳以上の人口の伸びが113.8と13.8%増だったのに比べ、65歳以上の方を契約当事者とする消費生活相談件数は、平成21年度（2009年）を100とすると、平成26年度（2014年）は152.7と52.7%増加しており、増加のペースが顕著です。



(図は「平成27年版消費者白書_消費者庁」より抜粋)

<横浜市消費生活総合センターにおける60歳以上の相談件数の推移>

- 横浜市消費生活総合センターで受け付ける消費生活相談の件数は、ここ数年、年間2万3千件前後の高水準で推移しています。その中でも、平成24年度以降は、60歳以上の方を契約当事者とする相談が、全体の約3割を占めています。
- また、60歳以上の方を契約当事者とする相談が、平成21年度は5,431件だったのに対し、平成28年度は、8,003件と47.4%増加しており、増加のペースが顕著となっています。

